

平成25年度白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会小委員会会議録

平成25年11月 1日（金曜日）

開 会 午後 0時11分

閉 会 午後 0時42分

○会議に付した事件

1. 特別委員会の調査方法について
 2. 特別委員会の次回開催日について
-

○出席委員（6名）

小委員長 大 淵 紀 夫 君	副小委員長 吉 田 和 子 君
委 員 西 田 ・ 子 君	委 員 小 西 秀 延 君
委 員 山 田 和 子 君	委 員 及 川 保 君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○小委員長（大淵紀夫君） ただいまから白老町財政健全化に関する調査特別委員会小委員会を開会いたします。

（午後 0時11分）

○小委員長（大淵紀夫君） 午前中の議論の後ですけれども、なるべく早く終わりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

最初に特別委員会の調査方法、今後の日程について、局長より提案していただいています。この中身については一定程度理解をしておりますので、皆さんにお諮りしたいと。まずその点。局長、諮ってください。

○事務局長（岡村幸男君） 7日以降の日程を前回の中でも確認していただいておりますので、その日程に沿いましてどのような形で調査していくかということについて今回提案させていただきます。予定では11月7日、これは13時30分から16時というふうになってございますが、この中で全章の質疑を終えたいというふうに考えております。ですから、今3章まだ途中になっておりますけれども、3章含めて4、5、6章まで全て終わらせるということです。

次に11月8日、これは1日とってございます。重点項目の9項目を項目ごとにやっていくということになってございます。それで、11月14日に町立病院は病院長の出席の中で行うという考え方でございますので、8日は町立病院を後回しにしまして、2項めから1項目ずつ順次やっていくという考え方です。11日も同様で、引き続いて。14日も同様に行っていくと。このように考えてございます。さらに11月15日の午前中、10時から12時ですが、全章に渡って質疑、これは再確認等含めて自由討論に入る前にもう一度確認しなければならないということがあるかと思っておりますので、この時間をとってございます。

11月22日と25日は、自由討論として第1章から第6章まで全てこの2日間で行いたいというふうに考えてございます。それと11月27日ですが、報告書の取りまとめについての論点もきちっとこの中で整理していくという考え方でございます。

以上です。

○小委員長（大淵紀夫君） ただいま局長から報告がございました。

7日は委員長なかなか大変だと思うのですが、全章質疑は16時エンドとせず、終わるまでやるというようなことで、全章の質疑は終了させてしまうということと考えているように思います。

それから、8日は今あったように2項め、病院の次から、次からここは各会派できちっと徹底してください。そうでないと病院の準備をしてきて病院なかったらさっぱりだというふうにならないように。それはどンドン進んできますから。9項目は。

14日の最後に病院のことをやりますので、そこは各会派で徹底してください。これがちょっと狂うと大変なことになりますので。もし狂った場合でも15日に全章に渡って。半日ですけれども、これはちょっと延ばせません。延ばせませんけれども、15日に全章に渡って議論すると

いうことで完結したいと思います。

22、25日につきましては、自由討議を徹底して行うということで各会派の意見を出し合い、なおかつ議会として合意形成を勝ち取っていく場、ここが一番大切かと思っておりますけれども、そういう場にしたい。

最後、報告書のとりまとめ。若干ずつ伸びること、それから、時間が若干、深夜とはいいませんけれども、延びるということも含めて27日までは何としても終わらせたいと考えていますので、時間は16時と書いている場合も、これは延びるということを想定しながらやるということできょうは意思統一をしたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

吉田副小委員長。

○副小委員長（吉田和子君）今小委員長のほうから説明がありました。それで、時間延長も考えながらこの日程に沿ってやっていくということを言われていました。ですから、15日の12時、これだけは延ばせないというふうに確認していいですね。

それと、27日最終日になっています。私たち今一瞬考えただけでも大変厳しいスケジュールだというふうに思っているのですが、この延長してということは、27日以上は延ばせないという腹づもりでやらなければならないという考え方で進めていくということになりますね。

○小委員長（大淵紀夫君）基本的にはそのように考えています。なぜかという、28日がたしか一般質問締め切りです。ですから、そこにもダブって入ってきますから、そういうこともございますので、一般質問の締め切り日ということになると行政側も全部交錯してくるのです。ですからなるべく27日までに上げたいのですけれども、しかし当初お話ししたように、来年度予算にかかわらないものについては、12月の頭ぐらいまででもいいという部分もございますので。ただ今度は12月会議が始まりますから、そこでどのように取るかというのは、かなり微妙だし難しいでしょう。ですから、そういうことを含めて非常に議論が交錯し、出口が見えなくなった場合はもちろん、27日で上げるといってもどうしても上がらない場合は仕方がないわけですから、それは状況を見て小委員会で判断するというしかありませんが、基本的には27日まで上げるということで努力したい。それは、16時となっていますけど、17時でも18時でもいいわけです。議会は。私はそう思っています。ですから、そういう場合で上げられるという見通しが立てば、そこは、皆さん全員の合意の中で若干おそくなくても議論を尽くしていきたいという考え方で臨みたいと思っております。基本的にはそういう考えです。

西田委員。

○委員（西田・子君）14日は午後から町立病院の院長が出席してくださるということですが、町側に対しての考え方などもこのときに一緒に質問するというふうに理解してよろしいですね。

○小委員長（大淵紀夫君）結構です。それがないと、逆に言うと院長が出る意味がございません。院長だけに聞くということではなくて、議会でどういう考え方で議論しているか。町側がどんな答弁をしているかということも、私はぜひ院長に聞いてほしいと思っております。そうでないとだめだと思います。本当は、きょうみたいな意見なども聞いてもらったほうがよ

かったかもしれません。

局長。

○事務局長（岡村幸男君） 今こういう形で日程つくってございまして、この間何度かやはり小委員会を開いていただかなければならないと思っております。これはあくまでも進み具合とかその議論の中身ということが非常に大事になってくるかと思っておりますので、今の段階でこの後に小委員会を開くというふうには決めてございませんが、そこについては委員長のご判断をいただきながら、小委員会を随時開いていくということを了解していただきたいというふうに思います。

それともう1点ですが、11月27日が報告書の取りまとめというふうになっておりますけれども、実質的には議論が終わった2日後でしかないものですから、全ての報告書をまとめるということにはならないと思います。おそらくこの27日は報告書として取り上げる論点をきちっと皆さんで確認を取るということになるかと思うのです。これは委員長のほうで何点か論点をきちっと整理していただいた上で、論点はこういうことです。ということの確認をさせていただいて、皆さん納得の上でその論点に盛り込む意見がどうなのかということを議論いただくような形になると思います。ですから、最終的に報告書ができるのはこの後になると。27日以降になるということもご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○小委員長（大淵紀夫君） ただいま局長からありました。私も論点整理についてちょっとお話をこの後しようと思っていたのですけれども、当然、重点9項目の質疑が始まりますから、その時点で一定の時期を見て小委員会で論点を整理したいと思います。それはどうしてかということ、その後の自由討議にきちっと自由討議ができるように一定の論点整理をしながら、また、出た意見の中で、進めるために整理しなければいけない部分、こういうものが出てくると思います。ですから、そういう点で言えば、随時小委員会を開いて必要な場合は論点整理をきちっとして、特別委員長が委員会をスムーズに進められるように我々小委員会はしなくてははいけませんので、そういう形で論点整理は逐次行っていくというふうにしたいと思います。そのときは、きょうみたいな実務的なことからではございませぬので、一定の時間を取って小委員会はやりたいというふうに思っています。決してリードするのではなくて、論点整理をきちっとして、次の会議に向かえるようなことを考えたいと。

局長からありましたように、27日の報告書の取りまとめ、これはここにずれ込む場合も多分出てくると思います。22、25日がずれ込んでくる。全体的にずれ込む場合がありますから、そういうことの調整も含めて27日に行い、ここで議会として何を盛り込み、何をだめだとかというあたりをきちっと意思統一すると。それができてしまえば、あとは報告書の書き方はいろいろありますけれども、できると思いますので、そこまでの作業を27日までにしたい。そのために15日以降につきましては、小委員会として一定の論点整理の時間が必要になるやに思いますので、それぞれ皆さん協力をお願いしたいと思います。今のことにつきまして何かございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（大淵紀夫君） この次からはちょっと時間を取って小委員会やりますけれども、きょうまだ実務的な部分ですので、そこの確認ができればいいと思っていますので。

局長何かありますか。

○事務局長（岡村幸男君） ありません。

○小委員長（大淵紀夫君） それでは、そういうことで、今後7日からはかなりの集中審議に入りますので、各会派で十分議論して臨むと。また個々の人がきちっと議論して臨むということで、多分15日が過ぎれば集中的な論点整理の時間含めてなってきますので。よろしくお願ひしたいと思います。

吉田副小委員長。

○副小委員長（吉田和子君） 今回財政健全化に関する調査特別委員会で重点項目が9項目あって、かなりのいろんな分野に渡ると思います。28日がすぐに一般質問の締め切りですけども、このことにかかわらないことを質問として取り上げていくことに。これ議運で明確にすることかと思っていたのですけれども。

それともう1点、この議論をして議会議員同士の自由討論をします。そしてまとめられるものはまとめてやっていく、だけど自分はずっと異を唱えていて、なかなか納得しないで、そのことをまた後で一般質問するとか、そういったことは認められるのか。その辺どのようになりますか。前の病院のときのことが、案件が一つだけだったからこれはちょっと関係ないかもしれません。教えていただきたいと思います。

○小委員長（大淵紀夫君） 前回議運の中で局長が提起いたしまして、前回の議運の中で基本的には特別委員会で取り上げていることについては、一般質問になじまないという報告がございましたけれども、今副小委員長からありました、例えば納得できない部分が、28日に出すのだから間に合うかどうかかわらないけど、その納得できない部分があるからということが出た場合はというご意見ですけども。

局長、判断ありますか。

○事務局長（岡村幸男君） まず特別委員会は、今の段階では報告をまだまとめ切っていませんし、定例会の中でも報告されていないので、実は継続で審議されているという状況ですので、今までの申し合わせは、特別委員会で審議しているものについては一般質問できないということでございますので、12月の一般質問、28日締め切りの一般質問には、これはもう既に間に合わないというふうに捉えていただいて、そのことを踏まえていただいて、当然、11月8日から始まる重点事項9項目の質疑や、全章に渡っての質疑や自由討論の中では、十分にそのことを踏まえた議論をしていただきたいと思いますということになると思います。

このことは各会派にきちんとやはりをお話をしていただかないとならないことだというふうにありますので、その点はきちんとお願ひしたいというふうにあります。

以上です。

○小委員長（大淵紀夫君） 吉田副小委員長。

○副小委員長（吉田和子君） あえて聞いたのは、やはりきちっとそれがここにいるメンバーだけでなく、委員会のメンバー全員です。今回は。全員がそのことをきちっと理解して進めていかないといけないと思ったものですから、あえて確認させていただきました。

○小委員長（大淵紀夫君） この件につきましては、前回の議会運営委員会の中でも原則的には特別委員会で取り扱っているものについては、一般質問は取り上げないという。そういう形で臨むということであります。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 一般質問で取り上げられないということになってきたときに、今吉田副小委員長の話の中で、少数意見の留保とかいろいろな考え方もあるのですけれども、その辺の整理というのですか、そういうことはいつごろやるのかと思ひまして、考えていたのです。出た段階でやるのか、それとも前もって、例えば少数意見の自由討論をします、その中でちゃんと文章にして出してくださいとやるものなのか、そのあたりもう1回、どのようにしたらいいのか教えていただければと思うのです。

○小委員長（大淵紀夫君） 原則論で言いますと、自由討議の中でどれだけ議会として合意形成ができるかというのが最大の要因です。ですから、初めからそうではなく、合意形成を行う。全員が一致できる部分、大多数が一致できる部分、そういうものをどう判断して議会の総意としてつくるか。それが2元代表制の原則です。そうでなければ、多分今回のこの案は町長の、町側の、行政側の提出で終わってしまいます。

議会が今何をするかというと、議会と町が同じ立場できちっと議論ができるということが一番大切ですので、私の小委員会の考え方としては、合意形成をどれだけできるかということを経済の重点でいきたというふうに思っています。そういう中でどうしても合意形成ができないこと、それから、附帯意見にも盛り込めないこと。そういうことについては、反対ということでその少数意見を留保するという場合、それはあり得るかもしれません。ただこれは、議決事項でも何でもございませんので、本会議にかかるということもございません。現実的にはありません。個々の条例でしか出てきませんから。この後の事態が全部かかるということではないですから。ですから、言いましたように、議会14人の全員が合意形成を勝ち取る。それと、行政との力関係といいましょうか、議会の言うことを聞いていただくというようなことで今回の特別委員会は構成されておりますので、基本的にはその部分で議論を進めていくということが原則だと私は思っておりますので、そういうふうに進めたいと思っています。

ただ、最終的に合意形成が勝ち取れなかったものをどうするかというふうになったときは、それはそのときの議論というふうになると私は思っておりますが、局長、補足あればどうぞ。

○事務局長（岡村幸男君） 今の段階で少数意見を留保するとかしないとかという話にはなかなかかなりづらいのかと思います。もちろん少数意見を留保するということは可能になっていましてけれども、まずこれまでの質疑、もしくはその討論を通して、議会が町が出してきたプランに対してどのような判断をするかということが一番大事なことだと思いますので、そこに向けてやはり議論をしていただきたいというふうに思います。その上でやはりどうしてもできない

場合、その場合その取り扱いをどうするかは、また小委員会を開いていただいて、その中で協議をきちんとしていくということが必要だというふうに思います。

以上です。

○小委員長（大淵紀夫君） 吉田副小委員長。

○副小委員長（吉田和子君） 前に病院の特別委員会をやったときに、やっぱり意見があって、かなり合意形成はなったのですが、やはりこの部分が気になるとか、このことだけは入れてほしいとかということがあったのです。まるっきり方向が違ったら、それは一つの意見にはまともりませんけれども、こういう方向性がある、こういう方向性を考えたらいいのではないかという中で、こういった心配の意見とか、こういったものもあるということを委員長の報告の附帯意見というか、別の少数意見のなじまないような、ずっと気がして聞いていたものですから、もしそうであれば委員長報告の中で、もし入れられるのであればそういった意見もあるということは、議論しているから行政側もわかっていると思うのですけれども、そういう方法もあるので、これから進めていく中で議論されることだと思うのですけれども、あのときも本当に病院なくてもいいとかいろいろな議論があって、最終的には一つの方向性に持って行って、ただしこういう方向性もとか、そのようにまとめたものですから。そういったことも考えながらみんなで一つの方向、まとまらないと行政側もそれは先ほど委員長おっしゃたように少数意見として、議会の意見として集約したものとしてとられなくなってしまいますので、その辺を考えながら進めていくべきかというふうには思います。

○小委員長（大淵紀夫君） 西田委員、よろしゅうございますか。

○委員（西田・子君） 確認だけさせていただきます。合意形成できなかった場合は、改めてみんなでまたそのことについて議論させていただくというふうに理解させていただけばいいですね。そこだけちゃんと確認させていただければ結構です。

○小委員長（大淵紀夫君） こういうことです。最終的には、合意形成を勝ち取るための努力を議会がするということです。そうでなければ議会の意味がございません。議会というものはそのためにあるわけですから。合意形成を勝ち取るために全力を挙げることが一番大切です。ただし、その中でももちろん賛成の人もいれば反対の人もいるわけですから、ここを削れば賛成できますという意見にもなります。ですから、そういうことをどれだけ高いレベルでやれるかということです。町内会の総会やそのようなことではございませんので、議会というところはこれからの10年間どうするかということを今つくっているわけですから、そのところは十分ご協議の上、各会派で臨んでいただくということになると思います。

なぜ各会派でと言ったかという、少数意見は1人では利用できませんので。当然12分の1以上の賛成がなければだめですから。ですから、そういうことでいえば、私が今言ったような形で最大限努力をしていきたいということで締めたいと思います。

及川委員。

○委員（及川 保君） たまたま少数意見の留保の話ですけれども、委員会ですからこれ、本会議ではございますので、多数決で物事を判断するわけでは、小委員長再三にわたっておし

やっているようにそういう進め方ですから、自分の意見を際立たせようとか、こういう会議ではないのです。今小委員長がおっしゃっているように、私も特別委員長年にわたってやらせていただいたのだけれども、考え方は、何とか皆さん14人いる議員の意見がそれぞれみんな違うのだけれども、何とか一致させよう、前回の特別委員会もそうですけれども、あれだけの項目が出たのです。実は、意見が一致して、町側にきちっと具申しようということが出たのです。そこにそれぞれの議員が努力をしていただきたい、私はそのように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○小委員長（大淵紀夫君） よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（大淵紀夫君） その他ございましたか、局長。

○事務局長（岡村幸男君） これはまだ正式ではないのですけれども、実はこういう日程の調整を総合行政局のほうとも話してございます。このような考えで整理していきたいということで、向こうも当然準備方あると思いますので、事前にそのような話をしております。

その中で、実は副町長とも若干のお話する機会がありまして、自由討論ですけれども、自由討論は議員の皆さんが、議員同士で行っていくという基本はそこにあるのですけれども、副町長の考えは、ぜひそういう状況も聞きたいのだという話があったものですから、全く私の段階でそれがいいとか悪いとかというお話もちょっとならないものですから、ここについてはどのような考え方で整理をしたらいいかということもちょっとありますので、その辺ご意見をいただければというふうに思うのですけれども。

○小委員長（大淵紀夫君） 自由討論に理事者側が参加したいというご意見があるそうですけれども、考え方があればどうぞ。

及川委員。

○委員（及川 保君） 局長の今の話で状況はわかりましたけど、これ何も理事者が委員会に出席する、しないのことは、これなにも制限しているわけではありませんので、これは出席したいのいだというのであれば、私はその方向で進めるべきだと思います。

○小委員長（大淵紀夫君） ほか。西田委員。

○委員（西田・子君） 私も役場の職員で聞きたいという方がいれば、むしろ積極的に出席していただいてもいいのではないかと思うのです。ただ、そのときに間違っはいけないのは、理事者のほうが出席したり、職員がいたりするときに、そこに対してわからなくて質疑をするという場面が生じないかなと。そのときどうかという部分がちょっと心配なだけですけれども、そこだけです。そのときはどう整理されたらいいのか。討議している間にどうしても知りたいという問題が出てきたときに、どのように整理するかということだけちょっと心配なのです。

○小委員長（大淵紀夫君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） プランに対して町の認識を高めていくという観点からも、各議員からの意見というものを重要視してもらったほうがよろしいと思うので、私も理事者に限らず町の職員の方に聞いてもらうのは構わないと思います。

先ほど西田委員から出たそこでの町への質問というのは、委員長という立場で言わせてもらえば、ルール外になってしまうので、あくまでも議員間の討論というふうに統一すべきだというふうに考えます。

以上です。

○小委員長（大淵紀夫君） 吉田副小委員長。

○副小委員長（吉田和子君） 今いろんな議論をしていく中で、町民がどのように考えているかということは議会懇談会をやったのである程度意見とかは出たのですけれども、ふとこの間考えたことだから、済みません。聞き流していただいても結構です。特別委員会は全員だから厳しいかと思いつつながら、移動委員会をやって、町民の傍聴を得て、その中でまた終わった後にそういうことを大きな問題のときにやったのです。そんなことができたならまた違った形に少しなるかなとちょっと頭の中で考えたのですが、ちょっと厳しいと思っていたら、今いろいろな方向性が出たので、副町長たちが聞きたいと思うのは当然のことだと思うのですけれども、町民も一体議会はどんな議論をしているのだろうといつも思っていると思うのです。まして行政とどういうやりとりをして、どういう責任を持ってやっているのかということが、最近移動常任委員会もやっていませんでしたので、これはいい機会だと思ったのですけれども、問題がちょっと多過ぎて厳しいという思いもあって、ただそう思ったことだけお話ししておきます。

○小委員長（大淵紀夫君） 現実問題として、移動特別委員会を組むということは、町の人数、討論だけ、自由討論だけだったらいいのですけれども、ただ自由討論だけを出て行ってやりますと、経過全くわからないで聞きますから誤解を招く部分はかなり出ると思います。そうしたら、やっぱり9項目の中の病院問題を出て行ってやるとか、そういうことであれば僕はいいのですけれども、絞られますから一定限度。だけどそうでないとこれはまた誤解を招くとちょっと困りますので、こちら側が。ですから多分自由討論は固まった段階での議論になります。ちょっと今回の状況でいえば大変だというふうに思っております。圧倒的というか、私も含めて全員が出席されるのは構わないというご意見ですので、ぜひそういうふうにしてください。

例えば、今西田委員から出たことについては、例えば、例えばです。委員長がそのときはどうしてもという人がいらっしゃったら休憩して、そのときに聞いていたとか、やり方は幾らでもありますので。絶対受けませんとか。ただ、自由討論をやる中で質疑を受けつけることは、これはちょっとあり得ないですから、それだめです。そのときにどうしてもその議員さんが聞きたいということであれば、それは特別委員長が休憩をして、そのとき聞くとか、それは何とでもなるでしょう。討議を深めるためにそれが必要だということであれば、そういう処置を臨機応変に取るということで構わないと思います。それがいいとかではなくて、ほかの方法もあるかもしれないけど。そのようなことで理事者の方々が、理事者含めた町側が入ることは構いませんということで、全員がよろしいということですからいいですね。それは確認いたしました。

ほかないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○小委員長（大淵紀夫君） それでは、以上で小委員会を閉会いたします。

（午後 0時42分）